

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように
制定する。

平成25年7月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年細則第4号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則(平成16年4月1日細則第14号)の一
部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱細則の一部改正について

改正理由：会計監査業務の役割変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="277 339 349 368">〔省略〕</p> <p data-bbox="203 424 349 453">(入札の執行)</p> <p data-bbox="188 467 1108 536">第9条 契約担当役は入札を執行しようとするときは、補助者に行わせるものとする。</p> <p data-bbox="188 550 1108 667">2 契約担当役等は入札を執行しようとするときは、<u>監査室の職員に立ち会いをさせるものとする。ただし、監査室の職員が特別な事情により立ち会えない場合には、当該入札事務に関係のない職員に立ち会いをさせるものとする。</u></p> <p data-bbox="259 887 342 916"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 930 1108 959"><u>この規則は、平成25年7月27日から施行し、平成25年7月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1240 339 1312 368">〔省略〕</p> <p data-bbox="1158 424 1303 453">(入札の執行)</p> <p data-bbox="1142 467 2063 536">第9条 契約担当役は入札を執行しようとするときは、補助者に行わせるものとする。</p> <p data-bbox="1142 550 2063 624">2 契約担当役等は入札を執行しようとするときは、<u>財務課長又はその指名する職員に立ち会いをさせるものとする。</u></p>